

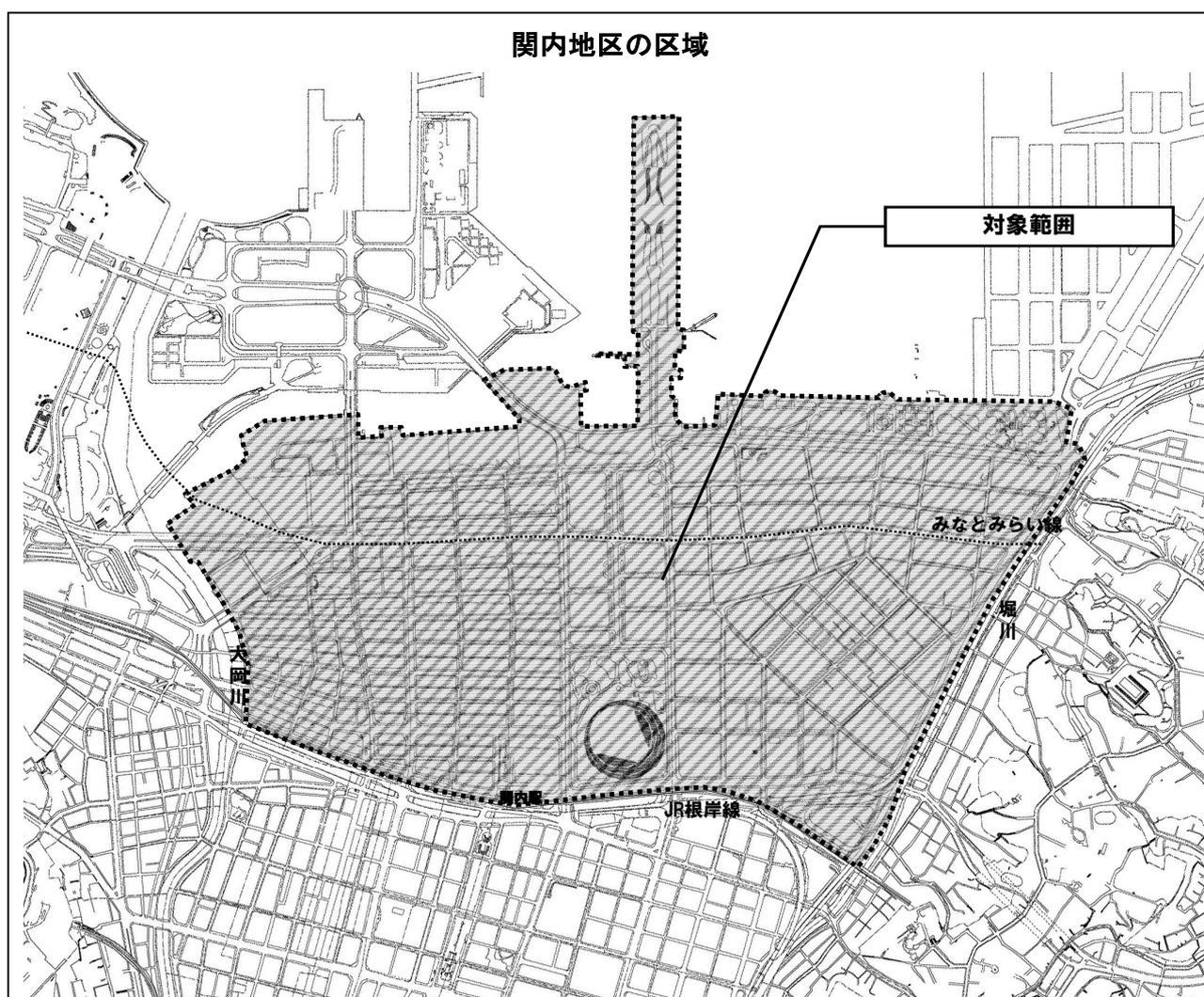
➤ 関内地区

平成20年4月1日施行

景観計画〔景観法〕

都市景観協議地区〔景観条例〕

の概要



横浜市景観計画(関内地区における景観計画)

●次の行為を行う場合は、工事着手の31日前までに、横浜市へ届出をしてください。

届出対象行為(このうち①②③を「特定届出対象行為」に定めています。)

- ①建築物・工作物の新築、移転
- ②建築物・工作物の外観変更を伴う増築、改築
- ③建築物・工作物の外観変更(見付面積の合計)が10㎡以上の修繕、模様替、色彩変更
- ④歴史的界隈形成エリア内、見通し景観形成街路に面する建物・工作物の特定照明(ライトアップ)

●屋外広告物の設置、表示

※屋外広告物に関する景観計画の規定は、屋外広告物条例に基づく規格となります。(景観計画の届出は不要)

届出の対象となる工作物

- 1.垣、柵、塀、ネットフェンスその他これらに類するもの
- 2.擁壁その他これらに類するもの
- 3.駐車場、駐輪場 ⇒《例、時間貸し青空駐車場》
- 4.駐車場又は駐輪場に付随するゲート、精算機、車止めその他これらに類するもの
- 5.コースター等の高架の遊戯施設、観覧者等の回転運動をする遊戯施設
- 6.電気通信設備、電気工作物、無線設備 ⇒《例、携帯電話の基地局》
- 7.高架鉄道、高架道路
- 8.排気塔、冷却塔その他これらに類するもの
- 9.煙突、高架水槽その他これらに類するもの
- 10.鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ⇒《例、照明柱、フラッグポール》
- 11.鉄塔、記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの
- 12.梁、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの
- 13.アスファルトプラントなど製造施設その他これらに類するもの
- 14.自動販売機、写真撮影機その他これらに類するもの
- 15.電気供給・有線電気通信のための空中線の支持物
- 16.電話ボックスその他これらに類するもの
- 17.ベンチ
- 18.屋外に設置するデッキその他これらに類するもの
- 19.舗装(車道は除く)、植栽マスその他これらに類するもの ⇒《例、建築物の壁面後退部分》
- 20.ゴミ箱及びゴミ集積所に付随するもの
- 21.郵便集配ポスト
- 22.案内標識、案内サインその他これらに類するもの
- 23.ヘリコプターの緊急離着陸場、緊急救助用スペース
- 24.風車

●届出に当たっては、計画内容を「行為の制限」に適合させてください。

行為の制限の概要(詳しくは、「横浜市景観計画第3編第1章」本文でご確認ください。)

- ①形態意匠の制限 : 色彩や外壁の分節、低層部のしつらえなど
 - ②建築物の最高高さ : 地区やゾーン毎に規定
 - ③建築物の壁面の位置の指定 : 通りの特徴に応じて規定
 - ④特定照明(ライトアップ) : エリアや街路の特徴に応じて規定
 - ⑤屋外広告物の掲出等 : 地区やゾーン毎に規定
 - その他 : 景観上、重要な樹木*1や建造物の指定の方針を規定
: 景観上、重要な公共施設*2の整備の方針や占用許可の基準等を規定
- 《*1…指定している重要な樹木》
日本大通り沿いのイチヨウ並木(65本)
- 《*2…指定している公共施設》
道路(日本大通り・山下公園通り・馬車道・関内駅南口前・赤レンガ倉庫や氷川丸等への見通し景観形成街路)
都市公園(横浜公園・山下公園)

関内地区都市景観協議地区

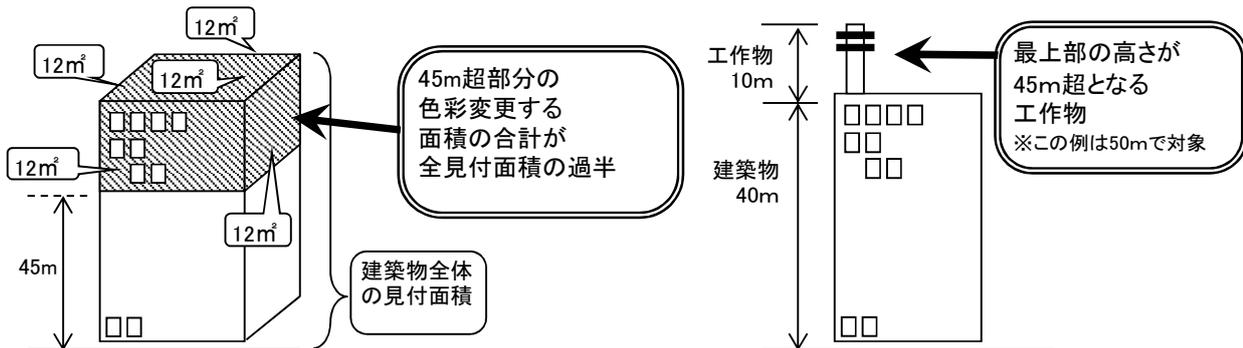
●次の行為を行う場合は、設計の早い段階で(着手前まで)横浜市と協議をしてください。

都市景観形成行為(協議が必要な行為)

- ①建築物の新築、移転
 - ②建築物の外観変更を伴う増築、改築
 - ③建築物の外観変更(見付面積の合計)が10㎡以上の修繕、模様替、色彩変更
 - ④最上部高さが地上45mを超える工作物の新設、増築、移転
 - ⑤最上部高さが地上45mを超える工作物の、外観変更を伴う改築
 - ⑥最上部高さが地上45mを超える工作物の、外観変更(見付面積の合計)が10㎡以上の修繕、模様替、色彩変更
 - ⑦屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出する物件の掲出(壁面看板、屋上看板、袖看板及び広告板・広告塔に限る。)(屋外広告物条例の許可を要するものに限る。)
 - ⑧特定照明(ライトアップ)(都市景観協議地区図4に示す歴史的建造物に行うものに限る)
- ※④⑤⑥…工作物自体の高さが45mを超えない場合でも、建築物の上部への設置など、工作物の最上部の高さ

特定都市景観形成行為

- ①高さが45mを超える建築物の新築、移転
 - ②建築物の、高さが45mを超える部分の、外観変更(見付面積)が過半となる増築、改築、修繕、模様替、色彩変更
 - ③最上部高さが地上45mを超える工作物の新設、増築、移転、外観変更を伴う改築
 - ④最上部高さが地上45mを超える工作物の、外観変更(見付面積)が過半となる修繕、模様替、色彩変更
- ※③④…工作物自体の高さが45mを超えない場合でも、建築物の上部への設置など、工作物の最上部の高さが地上から45mを超える場合は、協議が必要となります。



協議の対象となる工作物

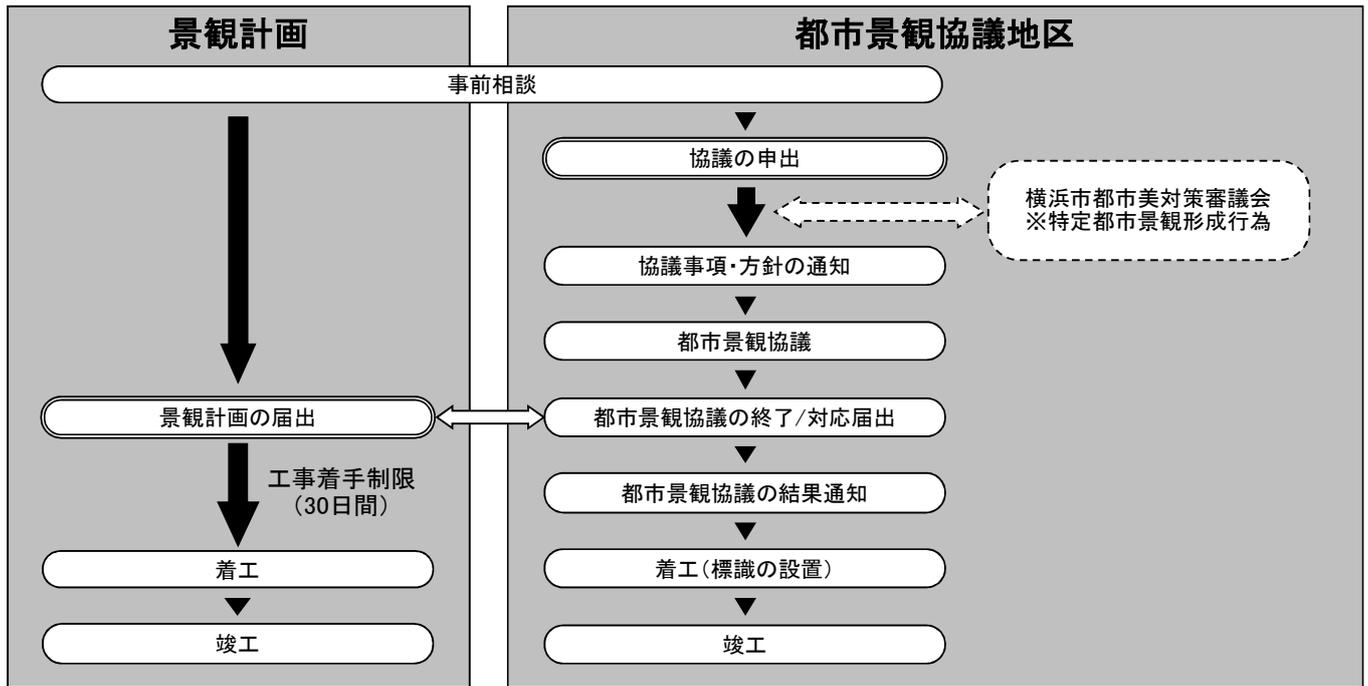
鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。

●協議に当たっては、計画内容を「行為指針」に沿ったものとしてください。

行為指針の概要(詳しくは、「関内地区都市景観協議地区」本文でご確認ください。)

- ①ゆとりある歩行者空間の連続的な形成
 - ②通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出
 - ③人々に交流を促す広場状空地の創出
 - ④緑化や水際の活用により、まちに賑わいを創出
 - ⑤関内地区の街並みの特徴を生かす
 - ⑥ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす
 - ⑦中層・高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成
 - ⑧港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫
 - ⑨関内地区の新しい魅力を創造
 - ⑩秩序ある広告景観の形成
- その他、地区内のゾーンごとに行為指針を定めています。
※「関内地区都市景観形成ガイドライン」に、考え方や事例が掲載されています。

手続の流れ



用語解説

●景観法

平成16年制定。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、基本理念や国、自治体等の責務を定めるとともに、自治体が独自に定める景観計画や景観協定等の仕組みを定めています。

●景観計画

景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観の形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）、届出対象行為等を定めます。

●特定届出対象行為

景観法に定める届出対象行為のうち良好な景観の形成のために必要があると認めて定める行為であり、当該景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しない場合に、自治体が、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができるものです。

●横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例)

平成18年制定。魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定めています。

●都市景観協議地区

景観条例に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針（行為指針）、都市景観形成行為などを定めます。

●特定都市景観形成行為

都市景観形成行為のうち魅力ある都市景観の形成に特に重大な影響を与えると認められる行為であり、協議事項及び協議の方針を定めるにあたって、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会の意見を聴く必要があります。

手続の窓口(お問い合わせ先)

横浜市都市整備局都心再生課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎29階
TEL: 045(671)2673 FAX: 045(664)3551

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/kannaikangai/kannai/kannai-keikan.html>

関内景観

検索

2024年1月